



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和6年10月10日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
都市政策課	地域計画係	小林	内線 4717 直通 058-272-8646 FAX 058-278-2764

「岐阜県屋外広告物条例の一部改正（案）」に対する県民意見募集（パブリックコメント）について

岐阜県屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うことを目的として定められたものです。

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインを踏まえた改正を行います。

つきましては、岐阜県屋外広告物条例の一部改正（案）に対する県民の皆様のご意見を募集します。

記

1 意見の募集対象

岐阜県屋外広告物条例の一部改正（案）

2 意見の募集期間

令和6年10月15日（火）～11月13日（水）

※電子メール、FAXの場合は11月13日必着、郵送の場合は11月13日消印有効

3 条例の一部改正（案）の概要の閲覧方法

(1) インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県民意見募集

web 検索

岐阜県庁ホームページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案 > 県民意見募集（パブリック・コメント）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/390204.html>

(2) 印刷物（閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く））

- ・県庁（1階情報公開・行政相談窓口前のパンフレット棚）
- ・県の各土木事務所（岐阜、大垣、揖斐、美濃、郡上、可茂、多治見、恵那、下呂、高山、古川）

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び氏名）、連絡先を明記し、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で、以下へ提出してください。

岐阜県都市建築部都市政策課地域計画係 行

- ・電子メール：c11654@pref.gifu.lg.jp
- ・郵送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・FAX：058-278-2764

【留意事項等】

- ・件名を『「岐阜県屋外広告物条例の一部改正（案）」に対する意見』としてください。（郵送の場合は封筒に記入）
- ・「意見提出用紙」は、閲覧場所においても入手できます。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課地域計画係

電子メール：c11654@pref.gifu.lg.jp

電話番号：058-272-8646（直通）

FAX：058-278-2764

※電話の受付時間は午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）